

ちょっとまって！その契約

住宅トラブル110番

賃貸・リフォーム 修繕など



北海道消費者教育
PRキャラクター
「ちえ子さん」

10年以上居住した賃貸マンションの退去時にドアなどの修理代として約25万円の請求をされた

高齢の母宅を訪問した事業者が、床下にもぐり「このままでは大変だ」と言われ高額な水道管工事の契約したらしい。このままにして大丈夫だろうか

損害保険で住宅の修理ができると説明され、後日修理を依頼したが見積書も一式などと記載があり不審だ

賃貸アパートに入居したらストーブが故障していた。大家が修理をしてくれず困っている

3/11[±]
相談無料

通話料のみ負担

特設
電話

011-210-5353

10:00～15:00 当日のみ

来所相談のための事前予約番号 011-221-0110

場所 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

賃貸住宅やリフォーム、住宅の修繕に関するトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士と一緒に話をうかがいます。

面談でのご相談をご希望のかたは、事前予約が必要となります。011-221-0110までご連絡ください。面談は先着順となります。